

定例監査の結果（令和3年3月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	環境県民局	令和2年7月30日	令和2年7月10日 12月4日	実地	2
2	教育委員会事務局	令和2年8月5日	令和2年7月22日	実地	4

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 環境県民局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	県民生活に関する事務 県民文化に関する事務 生活環境及び自然環境の保全に関する事務		
イ 組織体制	11 課 1 担当		
	<table border="1"><tr><td>課名</td><td>環境県民総務課, 文化芸術課, 消費生活課, 人権男女共同参画課, 県民活動課, 学事課, 大学教育振興担当, 環境政策課, 環境保全課, 自然環境課, 循環型社会課, 産業廃棄物対策課</td></tr></table>	課名	環境県民総務課, 文化芸術課, 消費生活課, 人権男女共同参画課, 県民活動課, 学事課, 大学教育振興担当, 環境政策課, 環境保全課, 自然環境課, 循環型社会課, 産業廃棄物対策課
課名	環境県民総務課, 文化芸術課, 消費生活課, 人権男女共同参画課, 県民活動課, 学事課, 大学教育振興担当, 環境政策課, 環境保全課, 自然環境課, 循環型社会課, 産業廃棄物対策課		

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 168 人

エ 主な施策（令和2年度）

- 文化・芸術の振興
- 消費者被害の防止と救済
- 人として互いに尊重する社会づくり
- 男女共同参画社会づくり
- 青少年の健全育成と若者の自立支援
- 私学教育の振興
- 高等教育機能の向上
- 地球温暖化の防止
- 地域環境の保全
- 自然環境の保全と活用
- 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

物 品	複写機 1 台
根 抱	広島県物品管理規則第14条第2項

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（産業廃棄物対策課）

契約名	国際拠点港湾広島港出島地区廃棄物埋立護岸改修工事（令和元年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

ウ 利用料金の減免について

広島県民文化センター及び広島県立美術館の利用料金について、必要な決裁及び合議を経ず特定の者に対し減免することとしていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。
(文化芸術課)

根 拠	広島県決裁規程第7条、第8条 広島県予算規則第16条
-----	-------------------------------

【検討要請事項】

ア 産業廃棄物埋立税を活用した事業について

産業廃棄物埋立税を活用した事業のうち「3Rの推進」に係る事業については、当初予算額を大幅に減額補正しているもの（リサイクル施設整備費助成事業、リサイクル関連研究開発費助成事業）が見受けられた。

産業廃棄物埋立税は目的税であることに鑑み、その目的を実現するため、このような状況となっている原因を分析するとともに事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、利活用の促進に向けた検討をしていただきたい。（循環型社会課）

イ 出島地区廃棄物処分場の今後の在り方について

出島地区廃棄物処分場について、当初見込みと比べて廃棄物の処分量が大幅に減少しており、期間満了時の受入量は当初予定の3割程度にとどまる見込みである。

昨年度の監査において、同処分場の今後のあり方について、早期に将来の方向性を示すよう検討要請したところであるが、引き続き検討を進めていただきたい。（産業廃棄物対策課）

2 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務

県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務

市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務

生涯学習、社会教育の振興に関する事務

文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部 13課 1担当 1センター

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室）、教職員課（福山分室、職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課
学びの変革推進部	学校経営戦略推進課、教育支援推進課、学校教育情報化推進課、乳幼児教育支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当、高校教育指導課、豊かな心と身体育成課、特別支援教育課、生涯学習課

(ウ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 337人

会計年度任用職員数 77人

ウ 主な施策（令和元年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底

「これからの中学生で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進

一人一人の多様な個性の能力をさらに生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安心・安全な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

ア 長期末納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期末納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（教育支援推進課）

区分	長期未納（滞納繰越分） [令和元年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 30 年度決算額]	
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金	187 人	93,618,203 円	190 人	92,158,297 円

イ 工事完了後の科目更正について

湯来南高等学校において、屋外時計の取替を需用費で執行した後に、事務局の指示により工事請負費に科目更正を行った。それにより、建設工事執行規則の適用を受けることとなり、同規則に定められた工事請負契約の事務手続が行われていないという結果を招くこととなった。

支出後の更正については、誤りがあることを発見した場合に行うものであることから、今後同様の事例を繰り返さないよう、定められた会計事務のルールを守り、適切に業務を行う必要がある。（施設課）

【検討要請事項】

ア 県立高等学校の再編整備について

平成 31 年 4 月に再編整備した庄原格致高等学校普通科の医療・教職コース及び吉田高等学校探究科については、受検者数が昨年度よりも減少し、また、呉工業高等学校定時制課程キャリアデザイン科についても、定時制課程全体で再編前より受検者数が大幅に減少している。

受検者数が減少した理由を分析し、当該再編整備によって目指した効果が発揮されるよう、引き続き生徒の確保に向けた取組を検討していただきたい。（学校経営戦略推進課）

イ 委託役務業務の随意契約について

委託役務業務の契約方法は、地方自治法により一般競争入札を原則とし、随意契約により契約相手を選定する場合は、地方自治法施行令に定める場合に該当するときに限り行うことができるものであることから、その適用については慎重に判断し、随意契約を行う理由及び業者選定について客観的かつ具体的な理由を明確にするとともに、公募型プロポーザルについても積極的に活用するなど、競争性、公平性の確保に努め、適正な契約事務を行うよう取り組んでいただきたい。（高校教育指導課）

契約名	WWL コンソーシアム構築支援事業に係る海外交流アドバイザー業務（令和元年度）
	次世代のライフプランニング教育推進事業（ライフプランニング教育プログラム開発）（令和元年度）